



届出事業データベース

* 事業停止・閉鎖命令・廃止届などがあつて稼働していない事業の履歴も蓄積する。

* 個人事業の届出データは、個人に紐づけて管理し、処分後の再開や異なる自治体での重複届出ができないようにする（移転はできるが、移転先で履歴が共有される）。

* 個人事業の場合は、公開範囲を限定。行政処分歴等については、本人からの請求に対して証明（有無、内容を記載）を発行。

* この案では、事業者型のシッターが問題を起こした場合の個人としての履歴の保管場所はない。

【個人情報を守られる権利と子どもの権利の両立】 個人事業のベビーシッターは、マッチングサイト事業者や利用者、行政処分等歴（有無、内容）等についての証明を提出しなければならないことにする。シッター派遣会社や他の保育事業者も、個人シッターだった人物を雇用する場合には制度を利用できる。本人が処分歴を隠したい場合は、シッター業等につかないことで個人情報を守ることができる。

		行政機関	事業者	利用者
個人事業のベビーシッター	行政処分・文書指導歴（廃止届提出の指導なども含む）	照会可能	本人に証明を提出させることができる	本人に証明を提出させることができる
	口頭指導・通報歴	照会可能 * 監査・指導に活用		
認可外保育施設シッター派遣会社	行政処分・文書指導歴<公開を義務化>	閲覧可能	閲覧可能	閲覧可能
	口頭指導・通報歴	照会可能 * 監査・指導に活用	<委員会の議論から作成した私案 普光院作成>	

マッチングサイトガイドライン改正案について

- ・ 個人に紐付けしたデータベースを構築し、マッチングサイト事業者や利用者に届出の証明を提出するときに「処分歴がないことの証明」あるいは「処分歴の内容の証明」を提出するしくみを構築すべき。（改正案3（1）①、4（2）、4（6））
- ・ 研修についても、研修機関の受講証明がデータベースに登録されるように構築し、データベースにて公開、証明も出せるようにする。（改正案3（3）、4（5））
- ・ 事業者はトラブル解決のための措置を行う場合、トラブルの内容が、わいせつ行為、暴力行為その他の不適切保育に関するものであった場合には、都道府県等や市町村に報告することとし、必要に応じて警察への通報も行うこと。都道府県等や市町村は、必要に応じ、警察と連携して必要な行政処分等を行うこととする。（改正案3（5）、3（10）←保育士以外も）
- ・ マッチングサイトのトップページ初見の位置に「本サイトのガイドライン遵守状況」（用語は統一する）の文字を大きく表示させ、各項目の遵守状況表およびガイドライン全文をリンクする。（3（7））